

令和 4 年 1 月 28 日

お客様各位

巻信用組合

### 「まん延防止等重点措置」に伴う集金訪問等の自粛のお知らせ

日頃より当組合をご愛顧頂き誠にありがとうございます。すでにご承知の事と存じますが、新潟県は令和 4 年 1 月 21 日（金）から令和 4 年 2 月 13 日の期間、「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定され、県内では連日数百人の感染者報告があり、日々増加している傾向でございます。

これに伴い、県からの「社会機能の維持のために必要な業務継続の仕組みを構築すること」の要請に鑑み、お客様と当組合職員の感染予防並びに営業店の営業継続のため、「まん延防止等重点措置」の期間中、集金訪問を自粛させていただきます事と致しました。

お客様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 【集金訪問の自粛期間】

令和 4 年 2 月 1 日（火）より「まん延防止等重点措置」の指定期間終了までの期間、集金およびサービス訪問を自粛させていただきます。

○ 自粛期間中の定期積金のお預入れにつきましては、次回集金日等にて 2 か月分まとめて集金させていただきます。尚、集金の遅れによる満期日の変更はございません。ご来店頂き、窓口でのご入金が可能です。

○ 融資または年金のお手続きやご相談での訪問はこれまで同様に訪問させていただきます。尚、訪問させて頂く場合は、事前にお電話等によりご了解を頂いたうえで訪問させていただきます。

○ 緊急を要する場で訪問が必要な場合はお取引店にご相談ください。

以上宜しくお願い申し上げます。